

令和3年度東京都グリーンボンド等促進体制整備支援事業補助金募集案内

1 事業の概要

東京都は、グリーンボンド等の発行促進を支援するため、発行時の負担軽減策の一環として、発行支援（外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワークの検討、策定、運用等に係るコンサルティング等をいう。）を行う事業に要する経費等に補助金を交付します。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンボンド等促進体制整備支援事業）の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に限ります。

3 交付の対象

環境省補助金の対象となるもののうち、グリーンボンド又はグリーン性を有するサステナビリティボンドを発行しようとする事業者に対して発行支援を行う事業（以下「補助事業」という。）に係る経費において、都が認める経費を交付対象とします。

ただし、発行体等（以下「支援対象事業者」という。）は、都内に事務所もしくは事業所を有する企業等（ただし、独立行政法人、地方公共団体を除きます。）とします。なお、本補助金の公募開始前で、令和3年度環境省補助金の交付決定を受けたものも対象とします。ただし、令和2年度以前から開始している継続実施する補助事業は除きます。

4 補助対象の発行等支援業務とその費用

別途、令和3年度東京都グリーンボンド等促進体制整備支援事業補助金交付要綱の別紙に定めるものを対象とします。

5 補助率及び補助上限額

(1) 補助率

補助対象と認められる経費の合計額の2/10

※千円未満の端数は切り捨て

(2) 補助上限額

1千万円

※本補助事業は事業規模内で実施するため、申請時の予算残状況によっては、希望に添えない場合があります。

6 公募期間

令和3年10月12日(火)～令和4年3月15日(火)

7 申請方法

(1) Jグランツによる電子申請について

- ・Jグランツは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。
- ・申請にあたっては、事前に gBizID の取得が必要となります。
- ・申込方法等、詳細につきましては gBizID 公式 HP をご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

その他ご質問等は、gBizID の事務局へお問合せください。

(2) Jグランツを利用しない場合

以下事務局まで、必要書類を郵送してください。(必要書類については別紙参照)

(事務局) 東京都 政策企画局 戦略事業部 戦略事業課 国際金融都市担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北塔 35階 電話 03-5388-2059
--

8 注意事項

補助金の交付を受けた者は、名称、代表者名、補助内容等が公表される場合があります。

Q&A

Q1) グリーンボンド「等」とあるが、グリーンボンド以外には何が対象に含まれますか？

環境省と同じく、グリーンボンドの他、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトとなるサステナビリティボンドも含まれます。詳細は交付要綱をご参照下さい。

Q2) 「都内に事業所や事務所有無」はどのように確認するのでしょうか？

登記事項証明書等から判断させていただきます。

Q3) 今年度は発表後の下期からの案件が対象でしょうか？

今年度、新たに環境省補助金の交付決定を受けている案件については、遡及して対象としております。

Q4) 必要書類はなるべく写しを利用したいのですが？

申請者の皆様に事務負担を掛けないようにするために極力、都独自の書式を減らしています。

Q5) 複数年度計画の補助事業については、昨年度以前より実施しているものは対象外か？

今年度から開始する事業を対象と致します。「発行等支援計画書」の写しを頂き、複数年度計画の把握を行います。

Q6) 1つのグリーンボンドについて補助はいつまで受けられますか？

補助対象となる期間は、国の制度と同様、最初に交付決定を受けた年度を含め最長で3年度分までです。ただし、本事業は単年度予算に基づくものであり、来年度以降の予算確保が保証されているものではありません。

Q7) 発行体と補助金の申請者との契約は、都の補助金についての文言と金額反映は必要ですか？

必須ではありません。環境省の補助金のみを反映した契約で問題はありません。

Q8) 補助事業者として新たな審査、登録は必要でしょうか？

不要です。グリーンファイナンス推進機構様でご登録頂いている補助事業者様を対象としています。

Q9) 郵送での申請の場合は、押印は必要か。

写し以外の補助金交付申請書、実績報告書や精算払請求書に関しては必要となります。

東京都へ提出する書類一覧

1 交付申請時

	区 分	機構に提出済の写し
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書(様式第1)	—
<input type="checkbox"/>	交付決定通知書	○
<input type="checkbox"/>	完了実績報告書	○
<input type="checkbox"/>	交付額確定通知書	○
<input type="checkbox"/>	発行等支援計画書	○
<input type="checkbox"/>	グリーンボンド等補助対象要件確認シート	○
<input type="checkbox"/>	補助金対象費用及び補助金対象外費用の 計算書及び計算根拠となる資料	○
<input type="checkbox"/>	支援対象事業者の登記事項証明書(写し)	—
<input type="checkbox"/>	補助事業者と支援対象事業者の間で締結さ れた補助事業に係る契約書 (特約又は覚書等の写しを含む。)	○
<input type="checkbox"/>	その他都が必要と認めるもの	—

2 実績報告、補助金請求以降

	区 分	機構に提出済の写し
<input type="checkbox"/>	完了実績報告書(様式第10)	—
<input type="checkbox"/>	精算払請求書(様式第12)	—
<input type="checkbox"/>	発行等支援状況報告書	○
<input type="checkbox"/>	事業報告書	○
<input type="checkbox"/>	補助金相当額が支援対象事業者に支払われ たことが確認できる資料(写し)	—
<input type="checkbox"/>	その他都が必要と認めるもの	—

※機構とは、環境省補助金の執行団体である一般社団法人グリーンファイナンス推進機構を指す。

※事業報告書の提出は、定量的な二酸化炭素排出削減効果等の記載のあるレポート書類又は、グリーンボンド等補助対象要件確認シート（写し）の提出に代えられる場合がある。

【手続きの流れ】

